

日本学生支援機構 給付奨学金 やむを得ない事情による成績不振について

災害・傷病等その他やむを得ない事由により学業不振となった場合でも、給付奨学金の受給が継続される場合があります。

給付型奨学金申請の次年度受給に係る適格認定(学力)について、修得単位数等が学力基準を満たさない場合でも、「斟酌すべきやむを得ない事情(災害、傷病その他のやむを得ない事由等)」がある場合は、例外的に「廃止」「停止」「警告」の処分を受けず、「継続」の判定を受けることができます。

【対象】

給付型奨学金を受給中(支援対象外になり停止中の者も含む)で、2024 年度の成績(春・秋)が廃止・警告に該当するか、卒業延期の決定により廃止となる見込みの者のうち、学業不振の理由が、

- 災害や事故・事件被害による傷病(心身問わず)
- 本人の傷病・家族の看護・介護
- 災害・事故・事件・傷病による試験等への出席困難
- 親の傷病等による困窮に係るアルバイト過多
- その他、やむを得ない事由

に該当する者。

成績の基準は[こちら](#)もしくは QR コード



【申告方法】

【3 月 21 日(金)】までに、YNU メールから経済支援係へ直接申し出

アドレス: gakusei.keizai@ynu.ac.jp

【必要書類】

客観的に上記事実を証明できるもの。

- 罹災証明書
- 診断書・入院証明書
- 事実を証明できる第三者による証明書類等

※証明書等が無い場合でも、事情聴取等により事実が確認できれば、斟酌すべき対象と認定できる場合があります。**事由該当者は、必ず申し出てください。**

【注意事項】

申し出があった場合でも、学業不振の理由として斟酌すべきか否かの判定がありますので、必ず認められるわけではありません

